

令和8年春の火災予防運動実施要綱

甲賀広域行政組合消防本部

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語

- 「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」 (2025年度全国統一防火標語)
「街ぐるみ 職場ぐるみで 防火のそなえ」 (甲賀市・湖南市統一防火標語)

3 実施期間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

4 重点推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
ウ 電気火災の危険性に係る広報の実施
エ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
オ 防炎品の周知及び普及促進
- (2) 地震火災対策の推進
ア 地域における火災予防の推進
イ 感震ブレーカーの普及推進
- (3) 林野火災予防対策の推進
ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
イ 林野火災注意報及び林野火災警報の的確な発令と警戒パトロール
ウ 全国的な少雨時の注意喚起
エ 火入れに際しての手続等の徹底
オ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

5 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
ア 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底
イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
 - ア 充電式電池に関する注意喚起
 - イ ガストーチバーナーに関する注意喚起
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化
- (5) 放火火災防止対策の推進
 - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

6 実施事項

住宅防火対策の推進に当たっては、別紙1「住宅防火いのちを守る10のポイント」、地震火災対策の推進に当たっては、別紙2「地震火災を防ぐポイント」及び別紙3「地震による電気火災対策を」を活用し、また、別紙4「令和8年山火事予防運動実施要綱」に定める山火事予防運動並びに別紙5「令和8年車両火災予防運動実施要綱」に定める車両火災予防運動との一体的な実施を含め、次の事項の実施により、効果的な火災予防思想の普及を図るものとする。

- (1) 広報
 - ア 管内事業所への防火ポスター等の配布
 - イ 消防車両による巡回防火広報の実施
 - ウ 管内大型店舗等の店内放送等による防火広報
 - エ 各種メディア（ケーブルテレビ文字放送、音声放送等）による防火広報
 - オ 甲賀市、湖南市が発行する広報誌及びSNSへの関連記事の掲載
 - カ 甲賀広域行政組合ホームページへの関連記事の掲載
 - キ 各報道機関への本火災予防運動関連事業に対する取材要請
 - ク 電光掲示板等を活用した防火広報
 - ケ ヤクルト販売員による防火広報
- (2) 消防訓練・防火指導
 - ア 近年の重大火災事案を踏まえた、各種防火対象物に応じた消防訓練実施の指導
 - イ 地域住民に対する防火・防災指導
 - ウ 消防団との合同防火パレード
- (3) その他、本火災予防運動の重点推進項目等に基づいた事業

以上